

令和元年度第2回 北栄町地域福祉推進計画策定委員会

日時 令和元年10月17日(木)

午後3時～午後5時

場所 北栄町役場 大栄庁舎3階
第1委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 計画の原案について

(2) データでみる北栄町の現状について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

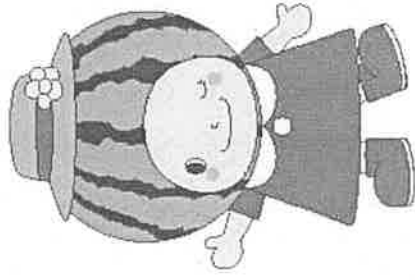
4 その他

5 閉 会

北栄町地域福祉推進計画

(第1期北栄町地域福祉計画)

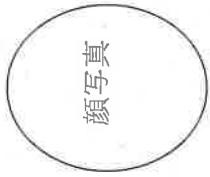
(第2期北栄町地域福祉活動計画)



令和2年3月

北栄町・北栄町社会福祉協議会

はじめに



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

はじめに



令和2年3月

北栄町長 松本 昭夫

令和2年3月

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会
会長 大西孝弘

北栄町地域福祉推進計画

目次

第1部	地域福祉計画（北栄町）	
第1章	地域福祉計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけと期間等	3
3	計画の策定体制	
第2章	地域福祉推進の基本的な考え方	
1	基本理念	
2	基本目標	
3	福祉圏域の設定	
4	基本施策の体系	
第3章	施策の展開	
基本目標1	地域で支えあうしくみづくり	
基本目標2	安心して暮らせるしくみづくり	
基本目標3	いきいきと暮らせるしくみづくり	
第4章	計画推進のために	
★第1部	資料編	
	北栄町地域福祉計画策定の経緯	
	北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	
	北栄町地域福祉推進計画策定委員名簿	
第2部	地域福祉活動計画（北栄町社会福祉協議会）	
第1章	地域福祉活動計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の目的	3
3	計画の方向性	
4	北栄町地域福祉活動計画の概要	
5	計画の性格	
6	計画の期間・評価	
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本方針	
2	活動目標	
第3章	活動計画（具体的な取組み）	
1	活動目標Ⅰ	
2	活動目標Ⅱ	
3	活動目標Ⅲ	
★第2部	資料編	
	北栄町地域福祉活動計画策定の経過	
	「北栄町地域福祉活動計画策定委員会」設置要項	
	北栄町地域福祉活動計画策定委員名簿	
★第1部と第2部	（合同）資料編	
1	データでみる北栄町の現状	
2	用語集	
3	《別冊》アンケート結果	

写真など

第1部 北栄町地域福祉計画

第1章：地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

北栄町では、これまで住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように個別の生活課題やニーズに即したサービス、並びに支援の拡充に努めてきました。

しかし近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所つながりの希薄化などの社会状況の変容にともない、住民生活の場である地域も大きく変化しています。そのため、住民が日常生活の中で抱える課題が複合的なものへと変化しつつあります。

そして、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間となる問題や潜在的な生活困窮・社会的孤立などの社会問題が顕在化しています。

このようなか、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。

これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域の住民や団体など多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながること、支えあい、助けあう地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

現在の多様化したニーズに行政や一部の人の努力だけでは十分に応えることができず、身近な地域において、互いに助けあうしくみをつくり、地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者等とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、北栄町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、地域福祉を推進する指針として町が「北栄町地域福祉計画」を策定します。そして、より具体的な取組み等につまみしては社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、両計画を併せて「北栄町地域福祉推進計画」とします。

オープニングのイメージで

☆☆☆イラスト・写真など☆☆☆

例) 夏美ちゃんたち

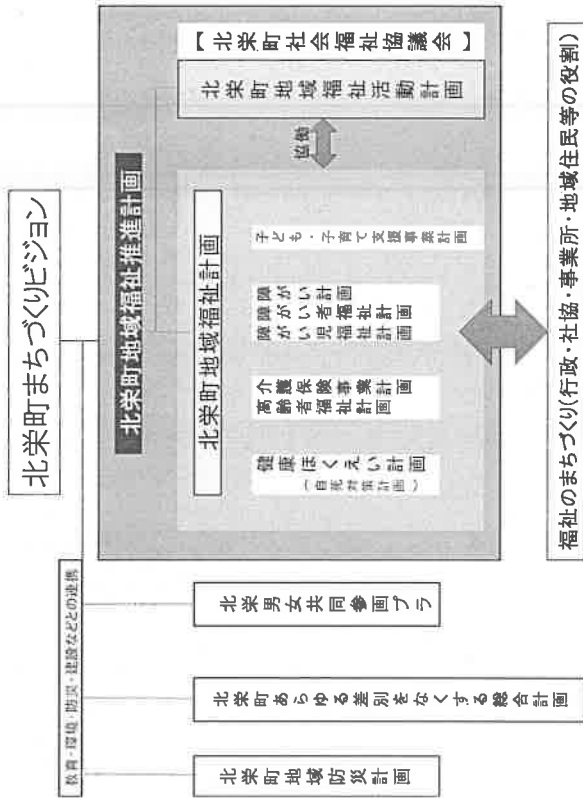
2 計画の位置づけと期間等

【計画の位置づけ】

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康推進といった福祉に関する部門別計画の『共通画となる施策』を体系化する福祉分野の包括的（上位）計画に位置付けられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定し、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を営む者が相互に協力し、地域福祉計画の推進を目的とする実践的な計画として具体的な行動と関係機関の役割分担を明示したものです。

そして、今回、町と社会福祉協議会の共同作業により、両計画を一体化した「北栄町地域福祉推進計画」を策定し、相互連携のもと実施していきます。



★ワンポイント★ 《地域福祉とは》

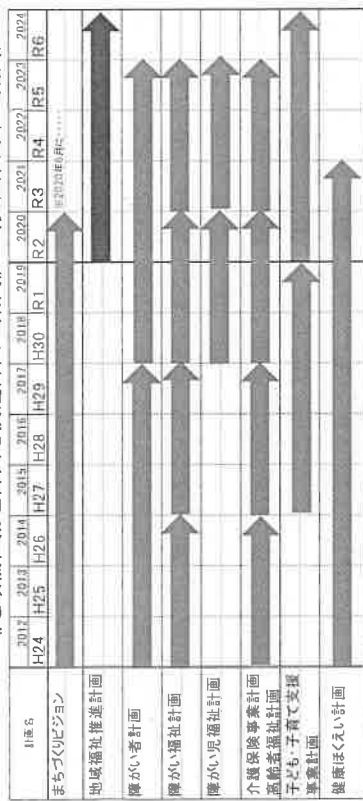
一般的に「福祉」は、個人や家族など個人的な取組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってまきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童などに対象者が限

定される場合が多くなっていきます。「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていただくために、お互いに助けあう関係を築きながら、誰もが支えあう地域共生社会を実現しようとするものです。

【計画の期間】

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間とします。策定後は、計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

《地域福祉推進計画と関連計画の期間》（現在策定中の期間）



【計画の対象】

- ・北栄町民全員
（北栄町自治基本条例第2条による町民とは：町内に住み、働き、学ぶ全ての人）
- ・地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者等

★ワンポイント★

《すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画》

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

そして、この課題に対しての解決方法は次のとおりです。 ★イラスト★

- ① 「自助」・・・個人や家族で解決します。
- ② 「互助（共助）」・・・地域の人達や行政と一緒に解決します。
- ③ 「公助」・・・行政や制度的なサービスによって解決します。

さらに、これからは①～③の組み合わせによって解決していくことが求められます。わたしたちの北栄町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが「地域の担い手」であることを自覚し、地域住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。

「その小さなこと」を具体的に示し、地域住民と社会福祉協議会・行政等と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となるのが「地域福祉推進計画」です。

3 計画の策定体制

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、策定にあたっては、まず住民アンケート、懇談会等から地域の現状と課題の洗い出しを行いました。また、町関係部署職員で構成する「北栄町地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（作業部会）」では、基本施策等について議論しました。

それらの結果をもとに、有識者や福祉関連団体の代表等からなる「北栄町地域福祉推進計画策定委員会」において議論を重ね、計画案を検討しました。

※主な内容につきましては下記のとおりです。

(1) 講演会（全住民対象） 地域福祉推進計画策定のキックオフの会

(2) 住民アンケート調査の実施・分析

- ・実施時期：平成30年11月26日～平成31年1月4日
- ・対象者：北栄町在住18歳以上1,000人 無作為抽出による
- ・回答率：42.9%（429件）

(3) 各関係機関との懇談会

- ・北栄町北条赤十字奉仕団、北栄町大栄赤十字奉仕団（略称：日赤）
- ・食生活改善推進員（略称：食推）
- ・北栄町民生児童委員協議会（略称：民児協）・介護サービス関係者

(4) 自治会との懇談会（平成30年度）

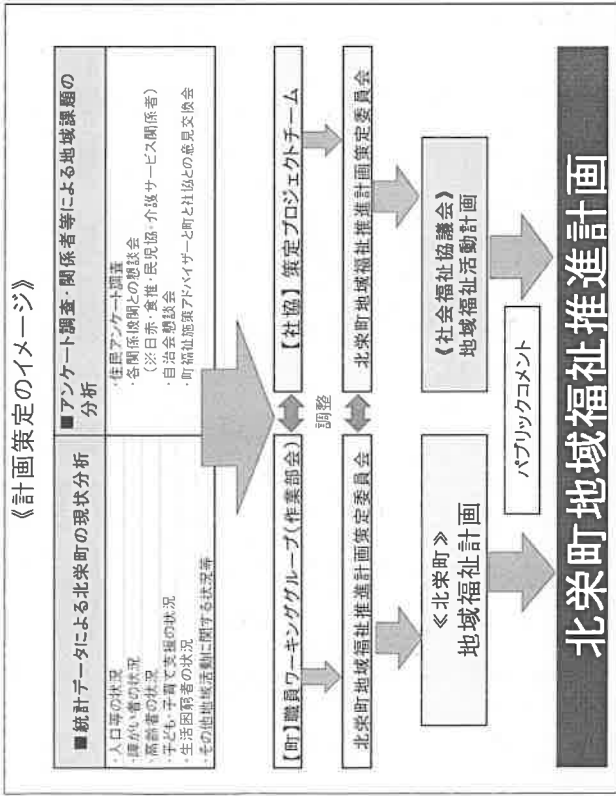
(5) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との調整（全●回）

(6) 「北栄町地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（作業部会）」（全●回）

(7) 「北栄町地域福祉推進計画策定委員会」（全●回）

- ・計画の策定及び推進に関する審議を行う場として設置しました。

(8) パブリックコメントの実施



第2章：北栄町の現状と課題

1 北栄町の現状等について

- (1) 総人口の推移
- (2) 人口構成の推移
- (3) 自治会別の人口
- (4) 自治会加入率の推移
- (5) 要介護（支援）認定者の推移
- (6) 認知症高齢者の推移
- (7) 障がい者手帳所持者の推移
- (8) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移
- (9) 自死者数の推移
- (10) 生活保護の動向
- (11) 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容
 - ① 地域包括支援センター
 - ② 障がい者地域生活支援センター
 - ③ 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）
 - ④ 生活困窮者自立支援事業
 - ⑤ 総合相談所（社会福祉協議会）
 - ⑥ 民生児童委員

第3章：地域福祉推進の基本的な考え方

1 基本理念

北栄町は、美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われた歴史や伝統、文化など誇るべき財産があるまちです。

本計画の策定にあたって実施したアンケートでは75%以上の方が「暮らしやすい」と答えているにもかかわらず、総人口は減少傾向にあります。その中において、昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティが様変わりしつつあります。

近年、生活課題は複雑・多様化しており、問題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者等が連携し、「支えあいの輪」を広げることが求められています。

そして、「支えあいの輪」を広げることは、地域の活力を高めていくことにもつながると考えます。

北栄町の最上位計画である「北栄町まちづくりビジョン」において「子どもから高齢者まで、だれもが健康でニコニコとえがおで過ごせるまちを目指します。」を将来像に掲げているとおり、行政だけで福祉を考えるのではなく、住民、地域、北栄町社会福祉協議会をはじめとする各種団体等、みんなが役割を分担し、連携しながら地域

福祉体制をつくりあげ、住み慣れた地域で、すべての住民がいつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができる「北栄町」を築くことを目指します。

基本理念

みんなで支えあい 認めあい
共に暮らすまち 北栄町

サブテーマ：（明確なもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

北栄町らしいもの

☆☆☆イラスト・写真など☆☆☆

例) 夏美ちゃんたち

2 基本目標

基本理念「みんなで支えあい 認めあい 共に暮らすまち 北栄町」の実現を目指し、地域福祉を推進するための「しくみづくり」として、次の基本目標と基本施策を設定します。

基本目標 I 地域で支えあうしくみづくり

支えあいの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。また、地域での支えあい・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である北栄町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支えあうしくみを作っていきます。

【アンケート調査結果等より】

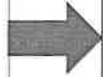
アンケート調査結果
○地域での支えあいや助け合いが「必要」と答えた人は78.1%となっています。

実際に地域福祉活動(住民による身近な支えあいの活動)に「参加している」人は15.5%にとどまります。

- 今後、地域福祉活動に「参加したい」と思っている人は、現在「参加している人」の約3倍の45.8%となっています。
- 地域福祉活動に参加しない理由で最も多いのは「参加する時間がない」ですが、次いで「関心はあるが参加の仕方がわからない。」という理由が多くなっています。
- 社会福祉協議会の「活動内容」について「知らない」と答えた人は68.2%ののぼり20歳未満では、半数程度の人が名前も活動内容も知らないと答えています。

調査結果から見える現状

- 多くの人が、地域において自主的な支えあいや助け合いが「必要」だと考えているものの、実際にボランティア活動に「参加している」人は11.6%にとどまっています。
- 今後、ボランティア活動に「参加したい」と考えている人も多くいますが、活動するための時間や情報等が不足していることから、積極的な参加に至っていません。



地域で支えあうしくみづくりましょう！

基本施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
 - (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
 - (3) 支えあい・見守りの充実
- ★イラスト★

基本目標 II 安心して暮らせるしくみづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進、安全な移動手段や日常生活を支えるための支援・生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるしくみを作っていきます。

【アンケート調査結果等より】

アンケート調査結果

- 北栄町に必要な取組みとして、「様々な課題を抱える人への総合的な相談支援」と答えた人が54.4%、北栄町社会福祉協議会の活動として、「総合的な相談窓口」の充実を求めている人が36.6%になっています。
- アンケートの自由記述では、「困ったときにどこに相談したらよいか分からない」、「分かりやすく知らせてほしい」「情報収集しやすい手段が必要」といった意見がありました。

- また、サービスや資源について、割合は高くはないものの「誰もがともに利用できるサービスの提供」(47.3%)や「既存の制度で対応できない人への支援」(24.5%)と必要なサービスの拡充を求める意見もありました。
- 地域社会(自治会等)の役割については、「緊急事態が起きたときの対応」「防災、防犯など日頃の協力」を期待している意見が54.3%あり、いざという時に備えた取組みが求められています。

調査結果から見える現状

- 生活のニーズが多様化している中、必要な人が適切な支援やサービスを利用できないよう、サービスの充実や地域、関係機関等との連携体制を図ることが必要です。
- また、誰にも気づいてもらえず地域から孤立したり、必要な支援が受けられないといった状況にならないよう、相談窓口の周知や情報提供を強化する必要があります。

みんなが安心して暮らせるしくみをつくりましょう！

基本施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービス提供の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が届きにくい人への対応
- (7) 安全な移動手段・生活の確保

★イラスト★

- 自由記述・ヒアリングでは、公民館などの身近な拠点からの活動が大切であるとする意見がありましたが、歩いて出られなくなると参加が難しくなったり、男性の集える場所が少ないといった意見がありました。
- 各種教室への参加やボランティア、団体活動などの社会参加や生きがいの活動への参加は年代が上がるほど活発です。(30代：25%、70代：72.4%、80代：85.7%)

調査結果から見える現状

- 自治会で開催されているサロンは町内の71.4%(北条83.3%、大栄60.6%)で開催されていますが、開催回数は月に1回から毎週1回と様々です。自治会開催のサロンに限らず、気軽に交流、参加できる場の活性化や確保が必要です。
- 年代に関係なく、誰でも気軽に集まれるような、生きがいや楽しみ、健康につながる場への参加機会を増やしていく必要があります。



誰もがいきいきと暮らせるしくみをつくりましょう！

基本施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防

★イラスト★

基本目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくりを推進し、住民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らせるしくみを作っていきます。

【アンケート調査結果等より】

アンケート調査結果

- 「誰でも気軽に立ち寄れる居場所の整備」を期待する意見が40.3%ありました。また、社会福祉協議会に対しても「地域の居場所作りへの支援」43.9%や「日常生活の見守り活動」45.7%の取組みが期待されています。
- 居場所の整備を期待している方は、年代別にみると、60代以上の年代ではいずれも約半数でした。また、それ以外の年代でも30代では36.6%、40代では30.1%の結果になっています。

3 福祉圏域の設定

この地域福祉推進計画では、町全体を1つの圏域として捉え、計画を策定しました。ただし、実際に助け合い活動をすすめる場合には、地域の特性や生活課題等に応じた取組みが必要なことから、生活支援体制整備事業では、2地区(北条地区・大栄地区)での取組みをすすめていきます。また、今後、必要に応じてさらに小地域での取組みを目指していきます。

4

計画の体系図

(3) 健康づくり・介護予防

★イラスト or 写真★

第4章：施策の展開

基本目標 I 地域で支えあうしくみづくり

【基本施策（1）】支えあい意識の高揚

【現状】

少子高齢化による人口減少や孤立しやすい世帯の増加などにより住民関係が希薄化しています。個人では、地域福祉活動に関心の高い方があるものの、地域全体で見ると、自分事として互いに助けあう意識は十分ではありません。

【課題】

身近な範囲での見守りや助けあい活動をすすめるため、地域での住民交流の活性化や支えあう意識を高めていきます。

※【課題】は、現状の問題点を解決するための具体的な手段を記載しています。

【地域の方からの声】

- ・地域福祉の活動は家族の理解がなければできない。
- ・皆がボランティア等の必要性を学ぶことが必要だと思う。
- ・自治会への地域福祉活動推進の働きかけが必要。
- ・地域福祉の講演会や地域行事にたくさん来てもらうことが必要。
- ・自治会で福祉懇談会をしてはどうか。



【具体的な取り組み】

- 住民・地域の取り組み
 - ・地域福祉の講演会や地域行事等に声かけあって参加しましょう。
 - ・まずは自分の地域に関心を持ちましょう。
- 町の取り組み
 - ・講演や研修など様々な啓発活動を充実します。

●社会福祉協議会の取り組み 《目標 I 活動計画（1）に具体的に記載》

【基本理念】

【基本目標】

みんなで支えあい認めあい共に暮らすまち	I 地域で支えあうしくみづくり	(1) 支えあい意識の高揚	(1) 相談支援の充実
		(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	(2) 情報提供の充実
		(3) 支えあい・見守りの充実	(3) 福祉サービス提供の充実
北栄町	II 安心して暮らせるしくみづくり	(4) 災害時の連携の強化	(4) 災害時の連携の強化
		(5) 権利擁護の推進	(5) 権利擁護の推進
		(6) 支援が届きにくい人への対応	(6) 支援が届きにくい人への対応
		(7) 生活に必要な移動手段の確保	(7) 生活に必要な移動手段の確保
		(1) 居場所づくり・交流の場づくり	(1) 居場所づくり・交流の場づくり
北栄町	III いきいきと暮らせるしくみづくり	(2) 社会参加・生きがいづくり	(2) 社会参加・生きがいづくり

- ・身近な範囲での支えあい活動の働きかけや研修を実施します。
- ・福祉座談会を開催します。
- ・自治会へ地域福祉活動推進の働きかけをします。

【基本施策（２）】地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

【現状】

- ① 一般のボランティアの参加者が固定化しており、なかでも若年層の参加が少ない傾向にあります。
- ② 地域福祉活動をしている団体や人の認知度が低い。
- ③ 地域の中での助け合い活動をすすめる担い手が不足しています。

【課題】

- ① ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくり等、年代を問わず気軽に参加しやすい環境づくりをすすめていきます。
- ② 地域福祉活動において重要な役割を担う団体や人を周知し支援します。
- ③ 助け合い活動の担い手を養成する（増やす）機会を設けます。

【地域の方からの声】

- ・自治会ごとの活動を充実させることが必要だ。
- ・（１０代、２０代の）若い世代に行事に積極的に参加してほしい。
- ・近所同士で誘いあったり声をかけることが大事だと思う。
- ・民生委員、愛の輪協力員の役割を周知してほしい。活動を共有するべき。
- ・ボランティア活動をやっている人は同じ人が多い。もっと広がるよよい。
- ・若い人を育てたい。

【具体的な取り組み】

- 住民・地域の取り組み
 - ・地域行事やボランティアなどから参加しましょう。
 - ・自治会（地域）で誰でも参加できるような工夫をしましょう。
- 町の取り組み
 - ・民生児童委員、社会福祉協議会をはじめ福祉活動をしている人や団体を周知し、一層その活動を支援していきます。
- 社会福祉協議会の取り組み 《目標Ⅰ 活動計画（２）に具体的に記載》
 - ・民生児童委員や福祉推進員等と連携し地域福祉活動をすすめます。
 - ・ボランティアセンターを活性化します。

- ・ボランティア養成研修会を開催し、人材育成をします。
- ・福祉教育を推進します。
- ・共同募金を活用して地域福祉活動の活性化をはかります。

【基本施策（３）】支えあい・見守りの充実

【現状】

- ① 地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけ、助け、助けることが十分にできていない状況にあります。
- ② 障がい（事業所含む）や認知症・自死等に対する理解不足があるため、地域で支えあう見守り体制が進んでいません。
- ③ 国や県の平均に比べ自死の割合が高い状況にあります。
- ④ 【生涯学習課】活動の輪を拡げていきたいですが、なかなか増えていかない状況があります。調整中

【課題】

- ①③ 地域の中で生活に支援の必要な人や自死の恐れのある人に気づき、声かけや必要な支援につなげる事が出来る人を増やします。
- ② 障がいや認知症の正しい理解と対応についての周知をしていきます。
- ④ 【生涯学習課】地域で自発的にあいさつ運動や見守りパトロール等の子ども見守り活動に取り組みます。

【地域の方からの声】

- ・ご近所づきあいで普段から顔をみたら声をかける、挨拶することが大事。
- ・自分がしてもらっただけでなく、「支えあい」という意識を持ってほしい。
- ・高齢者の話し相手や声かけなどの訪問が定期的（週１回でも）にあるとよよい。
- ・皆で助け合っていくしかない。困った人は出来る人が助けてあげられるべき。
- ・高齢者のマップづくりをして見守りの活動をしてはどうか。
- ・声をかけても出てこられない人がある。元気な頃から出ていくようにしたほうがよい。
- ・助けてという声が届くようなことが必要

【具体的な取り組み】

- 住民・地域の取り組み
 - ・ごみ出し・除雪・買い物等の身近なできることから支援を始めましょう。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な困りごとを把握しましょう。 ・障がいや認知症等の研修・養成講座に積極的に参加しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症等の理解を得る研修を図ります。(あいさポーター・認知症サポーター) ・認知症対策として、ほくえい見守り安心ネットの取組みを充実します。 ・自死対策としてゲートキーパーを養成します。 ・生活支援コーディネーターを配置します。 ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅰ 活動計画(3)に具体的に記載》 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、困っている人と支援できる人をつなげる身近な支え合いの仕組みを作ります。 ・民生児童委員、福祉推進員、愛の輪協力員と連携し、支え愛連絡会を推進します。

★イラストor写真★

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

【基本施策(1)】相談支援の充実

【現状】

相談者のニーズの多様化・複雑化に対応しきれない状況があります。

【課題】

分野ごとの相談体制を充実するとともに、包括的な相談体制の構築を図ります。

【地域の方からの声】

- ・なんでも相談できる窓口があるとよい。
- ・困っていることを吸い上げるため、自治会懇談会やアンケートをしてはどうか。



【具体的な取組み】

<ul style="list-style-type: none"> ●住民・地域の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・悩みごととはひとりで悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。 ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。 ●町の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・町のどの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくります。 ・相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するための職員の資質向上を行います。 ・適切な支援と事後フォローアップができるよう、関係機関間の連携を強化し、協力関係を整備します。 ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画(1)に具体的に記載》 <ul style="list-style-type: none"> ・困っている人や悩みを抱える人たちの相談に応じられるよう、相談体制を整えます。

・ホームページ、広報誌で社会福祉協議会事業、自治会の取組み事例を紹介しま
す。

【基本施策（２）】情報提供の充実

【現状】

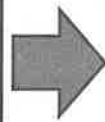
- ① 事業・制度が複雑化しており、周知が行き届きにくく、適切な福祉の情報がわ
かりにくい状況にあります。
- ② 困った時、親しい人以外でどこに相談してよいか分からない人があります。

【課題】

- ① 福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動
についての情報等を、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用で
きるように工夫していきます。さらに、高齢者や視力・聴力に障がいのある人
への伝達手段の充実を図ります。
- ② わかりやすい相談窓口の周知をすすめます。

【地域の方からの声】

- ・日中は多忙であり、地域の情報がほとんど入らない。
- ・情報収集しやすい手段があるとよい。
- ・困ったときに相談窓口がどこにあるのか分からない。
- ・相談窓口を分かりやすく知らせほしい。



【具体的な取組み】

<ul style="list-style-type: none"> ●住民・地域の取組み ・良い情報は共有しましょう。 ・住民同士で声をかけあいましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・わかりやすい冊子等の作成をします。 ・効果的な情報提供の手段を見つけて実行していきます。 ・相談窓口の周知を行います。 ・音声・点字対応の促進をし、その他手話通訳、要約筆記者等の育成を充実し ていきます。 ・【図書館】調整中
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画（２）に具体的に記載》

【基本施策（３）】福祉サービス提供の充実

【現状】

- ① 多様な福祉ニーズに対応できる人員と入所施設（事業所）が不足しています
- ② 現状での多様なニーズに現サービスでは対応しきれません。

【課題】

- ① ②多様なニーズに対しても必要なサービスが提供できる総合的な支援体制を構
築していきます。その結果として、在宅介護を推進していきます。

【地域の方からの声】

- ・県外に出た子どもが帰ってこず、今後夫婦が高齢になり老々介護になるのが
心配。
- ・施設に入りたくても費用が高くて入れない。
- ・有償ボランティアを活性化し介護負担軽減に活用するとよいのでは
(例えば認知症の方の通院待ち時間の対応にボランティアを活用するなど)



【具体的な取組み】

<ul style="list-style-type: none"> ●住民・地域の取組み ・必要な福祉サービスについて、適切に活用しましょう。 ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。 ・地域でできる支えあい活動を考えていきましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・NPO・ボランティア等を含め、多種多様な主体によるサービスを拡充させま す。 ・高齢、障がいといった分野に限定せず、実情にあった総合的な福祉サービス を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画（３）に具体的に記載》 ・地域の助け合い活動等を推進する「協議体」を活用して、必要な支援体制を検 討します。 ・既存のサービスの利用方法を工夫し活用します。

・地域による「個別支援計画」の作成を推進します。

- **社会福祉協議会の取組み**《目標Ⅱ 活動計画（４）に具体的に記載》
 - ・災害ボランティアセンターマニユアルの活用と見直しをします。
 - ・支え愛マップづくりを広めます。
 - ・災害時の模擬訓練を実施し、災害ボランティアセンターの運営や町・社会福祉協議会との連携体制を強化します。

【基本施策（４）】災害時の連携の強化

【現状】

- ① 障がい等の特性に応じた災害時に必要な避難体制が不十分です。
- ② 災害時に支援が必要な人の把握が避難行動要支援者名簿だけではカバーしきれないままです。

【課題】

- ① 災害対策の強化にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進等を実施していきます。
- ② 災害時に支援の必要な人を確認し、避難方法や在宅避難者への対応等について検討する自治会を増やしていきます。

【地域の方からの声】

- ・自治会により防災マップの取組みに差がある。
- ・定期的な防災訓練や自治会での話し合いを続けてほしい。
- ・災害があったときに、自治会未加入者にどこまで対応できるのか。
- ・天神川の水害が心配なので、災害時の町からの情報発信を早くしてほしい。
- ・災害はいつ起こるか分からないので、自治会としてどこまでできるか考えていくことが必要。
- ・防災情報（被害予測、避難先）の入手方法が分からない。

【具体的な取組み】

- **住民・地域の取組み**
 - ・早めに声をかけあって避難しましょう。
 - ・避難時に支援の必要な人を把握し、避難方法をまとめた「個別支援計画」を作成しましょう。
- **町の取組み**
 - ・福祉避難所の役割や位置づけを住民に周知します。
 - ・難病患者等の地域で避難支援が難しい人の支援体制を検討します。

【基本施策（５）】権利擁護の推進

【現状】

- ① 虐待・DVの相談、通告は関係機関からの発信が多く、住民からの相談、通告は少ない状況です。
- ② 平成２８年に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められていますが、成年後見制度の利用が進んでいない状況にあります。
- ③ 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対するサポート（情報の取得や制度・サービスの選択、利用）が不十分であり、利用できるサービス等につなげていない場合があります。

【課題】

- ① 虐待・DVを受けていたり、その恐れのある方が早期に発見され、必要な支援につなげるよう、虐待・DVを理解し、いのちの大切さについて意識向上を図ります。
- ② 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、環境の整備を図ります。
- ③ 判断能力が十分でない方々が、必要ときに必要なサポートが得られるようなしくみを構築します。

【地域の方からの声】

- ・相談する先を皆に周知することが必要
- ・どのくらいの割合で虐待があるなど、身近な地域で起こっていることを認識してもらいたいことも必要ではないか。

【具体的な取組み】

- **住民・地域の取組み**
 - ・「人権を学ぶ会」に参加し、お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
 - ・身近で起こる可能性のある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときはすぐに行政機関等に連絡しましょう。
 - ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いち・はや・く）」に電話しましょう。

<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・虐待を受けた人だけでなく、虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう窓口等の周知を図ります。 ・虐待やDVの理解がすすむよう啓発活動を行います。 ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容や利用方法を周知します。 ・「成年後見制度利用促進計画」を策定します。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画（5）に具体的に記載》 ・町と連携して必要な制度利用ができるように普及としくみづくりをします。

【基本施策（6）】支援が届きにくい人への対応

【現状】

- ① 支援が必要な人と支援ができる人の把握やマッチングができていません。
- ② 生活に困難を感じている人、支援を必要としている人が、周りの助けを求めない、あるいは支援を拒否したり、遠慮したりする場合があります。
- ③ 在宅介護者(家族介護者)が定期的に話す、あるいは介護について学ぶ場所が無く孤立しがちです。

【課題】

- ① マッチングに必要な情報を把握し、支援が行き届きやすいようなしくみを整備します。
- ② 孤立している世帯や生活の困難さを抱えている人に気づくことができ人を増やし、相談しやすい機会や支援につながるしくみを整備します。（生活困窮、ひきこもり、ごみ屋敷など）
- ③ 在宅介護者が定期的に話す機会、介護について学ぶ場を設けるよう努めます。

【地域の方からの声】

- ・共助がしっかりしていれば、いろいろな問題が解決できる。共助の力は住民の意欲次第。
- ・困っていても声に出せない人がある。



【具体的な取組み】

<ul style="list-style-type: none"> ●住民・地域の取組み ・周囲の人の変化に気づきましょう。 ・どこかにつなげるための手段（情報）を知りましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・地域が生活に困難を抱えている人に気づく力を養うために、研修や広報周知を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・町内の福祉事業者と連携し、介護について学ぶ場や相談機能を充実していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画（6）に具体的に記載》 ・生活支援コーディネーターの取組みを充実します。 ・ケース検討会等に参画し多機関と協力して問題解決のための支援に取り組みます。 ・介護を学ぶ場として、介護教室を開催します。

【基本施策（7）】生活に必要な移動手段の確保

【現状】

疾病や加齢に伴う免許返納や公共交通機関の利用のしにくさにより、通院、買物、外出などの移動が困難になり、不自由さが生じています。

【課題】

通院、買い物等生活に困らないように移動方法や手段を検討します。

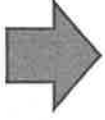
【地域の方からの声】

- ・足が悪く遠くに行けない。買い物、病院に自分で行きたい。
- ・高齢化が進み、10年後は運転ができなくなる。買い物や通院が困る。
- ・自分の目で見て買い物したい。



【具体的な取組み】

<ul style="list-style-type: none"> ●住民・地域の取組み ・地域で取り組める交通手段を検討しましょう。（共助交通）
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・タクシー助成事業などの現行の移動支援対策を見直しつつ継続します。 ・地域や関係機関【企画財政課】と連携し共助交通を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅱ 活動計画（7）に具体的に記載》 ・既存の移動手段にかかるサービスの利用方法を工夫し活用します。 ・地域住民の協力による交通手段の検討をします（共助交通）。



基本目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

【基本施策（1）】居場所づくり・交流の場づくり

【現状】

- ① いきいきサロンについて、参加者の固定化や世話人の負担、施設の使いづらさ等の理由により、誰でも気軽に参加しやすいサロン運営となっていない。
- ② 地域内で誰もが立ち寄れる場所や子ども・男性が集える場所が少ない状況にあります。
- ③ 自治会主催行事等において、若年層の地域活動の参加が少ない傾向にあります。

【課題】

- ① いきいきサロンの目的の理解を促すとともに、誰もが気軽に利用でき、負担感が少ないサロン運営をすすめます。
- ②③ 地域内で誰もが立ち寄れる場所や、子どもや男性が寄れる居場所等、多様な居場所づくりを検討していきます。

【公民館・図書館・ほくほく】※調整中

【地域の方からの声】

- ・自治公民館を使いやすく、立ち寄りやすく改修してほしい。
- ・好きな時に立ち寄れ、そこを訪れれば誰かいるような集う場所があるとよい。
- ・いきいきサロンの世話人が大変。参加者の中でお互いに運営できる方法など自治会でも考えていく必要がある。
- ・歩いて出られなくなるとサロンに参加できなくなる。
- ・地域の中に男性が集える場所が少ない。
- ・自治会内の集いの場、イベント開催が十分ではない。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・いきいきサロンについて、世話人の負担軽減など自分たちで継続運営できる方法を検討しよう。
- ・地域内で誰もが気軽に立ち寄れる居場所を検討しよう。

●町の取り組み

- ・既存設備が利活用できるよう、宝くじ事業等の補助金の活用について情報提供を行います。
- ・認知症の人や障がいのある人も気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進していきます。

●社会福祉協議会の取り組み《目標Ⅲ 活動計画（1）に具体的に記載》

- ・地域の実情にあった形のサロンになるよう、具体的な方法を提案します。
- ・自治会長や世話人研修会、住民への広報を通じてサロンの理解を周知します。
- ・住民ニーズを把握し、居場所をつくります。
- ・誰もが立ち寄れる居場所づくりをすすめていきます（世代間交流等）。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントや講座等の情報を知り、参加するよう声をかけあいましょう。 ・生きがいを持った生活に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ●町の取組み ・就労や活動の場として地域資源の開発としくみづくりをすすめます。 ・講座へのニーズを把握し、開催方法や内容を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の取組み《目標Ⅲ 活動計画（２）に具体的に記載》 ・地域内の交流活動資源マップ作成し、活用します。 ・ニーズに応じたメニューづくりを実践します。 ・老人クラブの活性化を支援します。

【基本施策（２）】社会参加・生きがいづくり

【現状】

- ① 地域社会からの孤立やひきこもりなどの問題により、社会参加できていない人があります。
- ② 障がい者や認知症の方でも就労できる場や生きがいを持って生活できるような場が不十分です。
- ③ 生きがいにつながる健康趣味講座の新規参加者が少ない傾向にあります。

【課題】

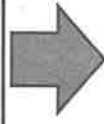
- ①②地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、誰もが気軽に参加できるような働きかけをしています。
- ①社会とのつながりが少ない孤立者などが、社会参加できる機会を作ります。
- ②障がいがあっても、認知症となっても、誰もが制限されることなく、就労の場や生きがいのある生活の場が確保されるよう努めます。
- ③誰もが参加しやすい講座づくりをします。

【地域の方からの声】

- ・高齢者に今までの知識と経験を活かしてリーダーになってほしい。
- ・ウオークラリーなど生涯学習があるとよい。
- ・定期的な集まりの場、生きがいの場をつくってほしいか。（遊休地を活用して共同で畑を運営する、囲碁などの趣味の相手をするなど）

【具体的な取組み】

- 住民・地域の取組み



【基本施策（３）】健康づくり・介護予防

【現状】

- ① 40～60代前半の男性の特定健診・がん検診の受診率が低い現状があり、健康意識が低いことが考えられます。
- ② 睡眠の大切さ、心の健康、高齢期の食などについて理解が不十分です。
- ③ 健康づくり、介護予防を目的とした体操教室やサロンの参加者が限定されています。
- ④ 健康づくり、介護予防の情報が行き届いていない人があります。
- ⑤ 徒歩で行ける範囲での運動できる場所・集う場所が少ない状況にあります。

【生涯学習課】

- ・生涯スポーツ・趣味

【課題】

- ①② 若いころから、睡眠や食の大切さを理解し、自分の心と体の健康に関心を持つ人を増やしていきます。
- ③④ 全世代で運動や介護予防が必要であることの周知を図ります。
- ⑤ 身近な地域等で気軽に集まれる健康づくり・介護予防効果のある居場所づくりを検討し、より多くの人が参加できるよう周知と環境づくりをすすめます。

【地域の方からの声】

- ・こけなからただ体操は楽しんでおり良いことだ。
- ・高齢になると転倒、寝たきりなど心配なことが増える。
- ・ひとり暮らしの食事が気になるので、食事会があるとよい。
- ・高血圧等の予防のため減塩や食材の工夫などを皆に伝えるようにしている。

【具体的な取組み】

- 住民・地域の取組み



- ・健診（検診）を受診し自分の身体の状態を把握しましょう。
- ・健康づくり・介護予防を目的とした体操教室やサロンに参加しましょう。

●町の取組み

- ・健診の受診勧奨と健診を受けやすい環境整備をすすめます。
- ・職場や各団体、自治会等と連携して、健康づくり・介護予防について、積極的に啓発していきます。
- ・自分の身体に興味関心を持つような研修を実施します。
- ・いけないいからた講座等、健康づくり・介護予防の効果のある居場所づくりを検討し、周知と環境づくりを行います。

- 社会福祉協議会の取組み**《目録Ⅲ 活動計画（3）に具体的に記載》
- ・健康づくりを目的とした健康教室をすすめていきます。

第5章：計画の推進にあたって

1 協働による計画の推進

地域福祉の主体は、地域で生活している住民全員であり、支えあい、助けあいのできる地域づくりには、行政だけの取組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域住民・ボランティア・福祉団体や活動団体・民間事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められています。

2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係のあるすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報誌やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民等に周知し、普及に努めます。

3 社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で北栄町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

このため、北栄町は、北栄町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4 計画の進捗管理・点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとっても暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代等により、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進捗管理を行い、点検していく必要があります。そうして評価をもとに、事業の見直しを行うPDCAサイクルに基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施をすすめます。

第1部 資料編

北栄町地域福祉計画策定の経過
北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱
北栄町地域福祉推進計画策定委員名簿



北栄町地域福祉計画策定の経過 分野ごと or 時系列にするか

開催日	会議名	主な協議内容
平成30年度 9月19日	第1回 福祉計画作業部会	・計画の概要や策定スケジュール確認
10月16日	第1回 北栄町地域福祉推進計画策定委員会	・計画の概要や策定スケジュール確認
平成31年 2月25日	第2回 北栄町地域福祉推進計画策定委員会	
令和元年度 5月10日	第1回 町と社協の調整会 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)	・今年度の策定スケジュールの確認
7月4日	第2回 町と社協の調整会 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)	・計画の概略案の検証 ・アンケート結果分析
9月2日	第3回 町と社協の調整会 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)	
6月17日	町と社協の調整会	・計画策定の進め方

7月26日	町と社協の調整会	・問題点と課題の調整
7月31日	町と社協の調整会	・体系図の具体策の検証
6月28日	令和元年度第1回 北栄町地域福祉推進計画策定委員会	・計画の概略案の検証 ・アンケート結果分析
6月18日	第1回 福祉計画作業部会	・計画の概略案の検証 (第2章の検証) ・アンケート結果分析
6月20日	第2回 福祉計画作業部会	・計画の体系図の検討
7月22日	第3回 福祉計画作業部会	・現状の洗い出し
7月23日	第4回 福祉計画作業部会	〃
8月1日	第5回 福祉計画作業部会	・現状と課題の検証
8月7日	第6回 福祉計画作業部会	・具体的施策の検証
8月28日	第7回 福祉計画作業部会	・計画骨子の検証
9月24日	第8回 福祉計画作業部会	・計画(案)の検証 (主に第3章)
9月25日	第9回 福祉計画作業部会	〃
9月30日	第10回 福祉計画作業部会	〃
10月1日	第11回 福祉計画作業部会	〃
10月2日	第12回 福祉計画作業部会	〃
10月3日	第13回 福祉計画作業部会	〃
10月9日	町と社協の調整会	〃
10月17日	第2回 北栄町地域福祉推進計画策定委員会	

○北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

平成30年5月21日
告示第16号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき北栄町地域福祉推進計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、当該計画に関する施策の検討等を行うため、北栄町地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他地域福祉に関するための施策に関する
こと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北栄町社会福祉協議会が推薦する者
- (3) 北栄町民生児童委員協議会が推薦する者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 北栄町自治会長が推薦する者
- (6) 公募による町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所學事項の事前調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

北栄町地域福祉推進計画策定委員名簿

氏名	選出区分	所属	備考
森田 清子	学識経験者		委員長 (議長)
楠本 千恵美	北栄町社会福祉協議会が推薦する者	北栄町社会福祉協議会	

田中 律子	北栄町民生児童委員協議会 が推薦する者	北栄町民生児童委員協 議会	
中井 恭子	社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自 立支援協議会	
田中 陽子	社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合 会	
伊藤 巧	北栄町自治会長が推薦す る者	北栄町自治会長会	
坂本 浩恵	公募による町民		副委員長

- ・ にこにこいきいきプラン
- ・ ふれあいいきいきプラン
- ・ つながりふれあいプラン
- ・ 元気もらいあいプラン
- ・ いきがい支援プラン
- ・ 安心いきいきプラン
- ・ まるごとあつたなかプラン
- ・ 地域おたがいさまプラン
- ・ いきいき支え愛プラン

○ 【作業部会の意見】 どこかに・地域福祉は入れた方がよいのでは？

【プランのタイトル名】

(例)

- ・ ほっこりスマイルプラン
- ・ いきいき流がきプラン

1・データでみる北栄町の現状

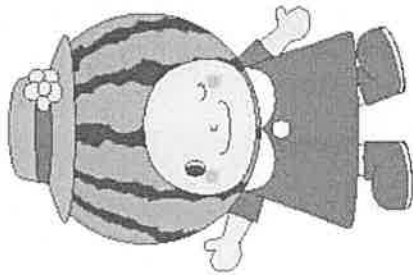
目次

- 1 北栄町の現状等について
 - (1) 総人口の推移
 - (2) 人口構成の推移
 - (3) 自治会別の人口
 - (4) 自治会加入率の推移
 - (5) 要介護(支援)認定者の推移
 - (6) 認知症高齢者の推移
 - (7) 障がい者手帳所持者の推移
 - (8) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移
 - (9) 自死者数の推移
 - (10) 生活保護の動向
 - (11) 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容
 - ①地域包括支援センター
 - ②障がい者地域生活支援センター
 - ③子育て世代包括支援センター(ネウボラ)
 - ④生活困窮者自立支援事業
 - ⑤総合相談所(社会福祉協議会)
 - ⑥民生児童委員
 - (12) 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)
 - (13) えんくるり事業(社会福祉協議会)
 - (14) 生活福祉資金・社会福祉資金(社会福祉協議会)
 - (15) いきいきサロン開催数の推移
 - (16) 食事サービスの推移(社会福祉協議会)
 - (17) 愛の輪協力員数・見守り対象者の推移(社会福祉協議会)
 - (18) 福祉推進員の推移(社会福祉協議会)
 - (19) ボランティアアセスメント登録者数の推移(社会福祉協議会)
 - (20) 各種団体会員数の推移
 - ①北栄町老人クラブ連合会
 - ②北栄町身体障がい者福祉協会
 - ③精神障がい者家族会「幸の会」
 - ④北栄町母子会

第1部と第2部 (合同)資料編

1・データでみる北栄町の現状

2・用語集



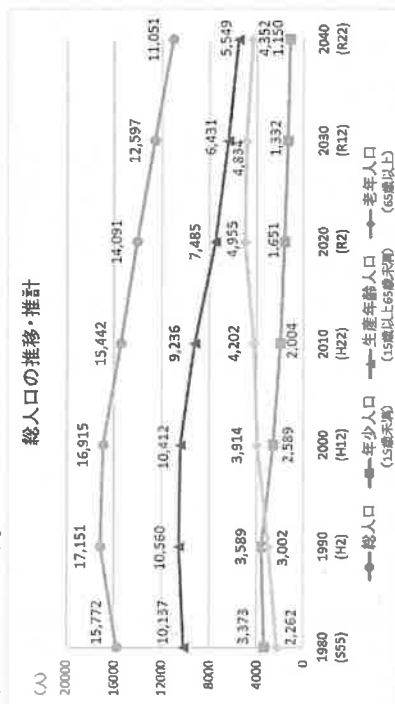
1 データでみる北栄町の現状

1 北栄町の現状等について

(1) 総人口の推移

総人口は、1995年(平成7年)の17,228人をピークとして減少し続け、2015年には14,771人と15,000人を下回り、2040年には、11,051人と推計されています。

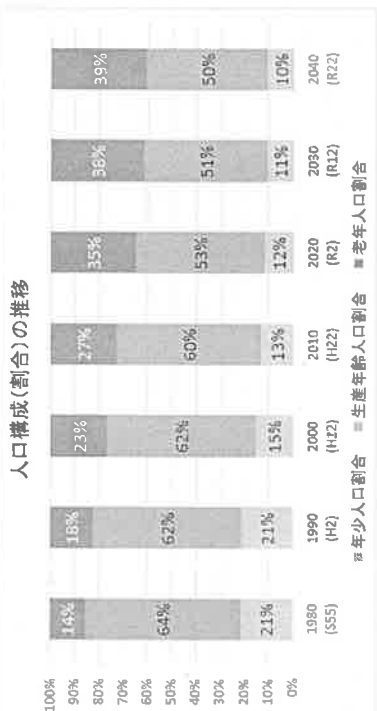
総人口を年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分を見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続けますが、老年人口は、2025年に5,000人を超え、それをピークとして微減していくと推計されています。



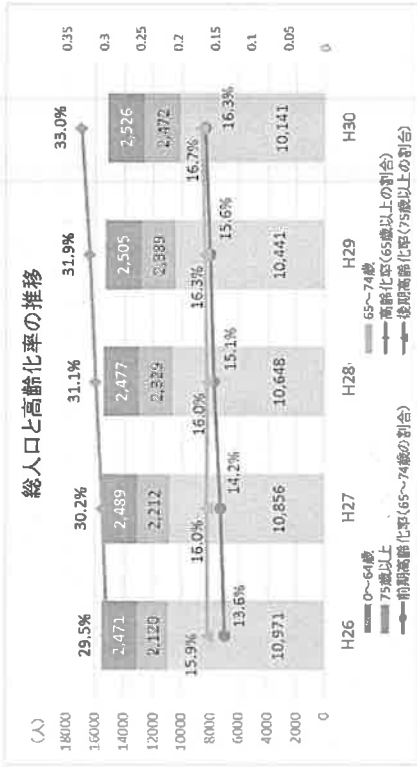
※2010年までは「国勢調査」、2015年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用

(2) 人口構成の推移

年齢3区分の割合は、老年人口の増加により、2040年には、総人口に占める65歳以上人口の割合が、約4割になります。また、75歳未満の高齢者の伸び率が高く、このことは10年後の後期高齢者(75歳以上)の伸び率につながっていくと考えられます。



※2010年までは「国勢調査」、2015年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用



(3) 自治会別の人口

自治会名	世帯数	人口 (人)		内訳				
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	%			
1 江北	159	34	7.9	221	51.5	174	40.6	
2 江北浜	74	19	8.9	100	46.9	94	44.1	
3 東新田場	56	37	17.5	107	50.5	68	32.1	
4 西新田場	48	123	14	11.4	62	50.4	47	38.2
5 国坂	64	208	24	11.5	116	55.8	68	32.7
6 国坂浜	118	345	47	13.6	185	53.6	113	32.8
7 大野	86	230	32	13.9	129	56.1	69	30.0
8 田井	133	367	33	9.0	207	56.4	127	34.6
9 山下	103	278	31	11.2	150	54.0	97	34.9
10 米里	88	246	30	12.2	113	45.9	103	41.9
11 北栄島	79	236	20	8.5	123	52.1	93	39.4
12 北屋	68	196	17	8.7	104	53.1	75	38.3
13 弓原	123	296	36	12.2	155	52.4	105	35.5
14 弓原浜	49	142	14	9.9	74	52.1	54	38.0
15 駅前	44	132	14	10.6	70	53.0	48	36.4
16 下神	117	351	36	10.3	175	49.9	140	39.9
17 松神	125	346	36	10.4	178	51.4	132	38.2
18 曲	98	280	35	12.5	142	50.7	103	36.8
19 みどり一区	138	351	35	10.0	187	53.3	129	36.8
20 向山団地	38	84	16	19.0	33	39.3	35	41.7
21 中央団地	101	292	71	24.3	175	59.9	46	15.8
22 山西	19	45	8	17.8	24	53.3	13	28.9
23 みどり西団地	221	564	118	20.9	348	61.7	98	17.4
24 小河原団地	24	61	5	8.2	40	65.6	16	26.2
25 みどり南団地	144	347	40	11.5	219	63.1	88	25.4
26 国坂東	84	235	36	15.3	157	66.8	42	17.9
27 さつぎヶ丘団地	89	253	48	19.0	165	65.2	40	15.8
28 みどり二区	123	295	20	6.8	159	53.9	116	39.3
29 国坂中国地	64	144	31	21.5	100	69.4	13	9.0
30 さくら団地	58	192	38	19.8	128	66.7	26	13.5
小計(北栄地区)	2,735	7,493	975	13.0	4,146	55.3	2,372	31.7
合計(町全体)	5,352	15,045	1,877	12.5	8,124	54.0	5,044	33.5

※平成31年4月1日現在(住民基本台帳に基づく数値)

自治会名	世帯数	人口 (人)		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 西園	199	624	12.3	334	53.5	213	34.1	213	34.1
2 東園	108	316	11.7	167	52.8	112	35.4	112	35.4
3 東園浜	64	156	9.6	95	60.9	46	29.5	46	29.5
4 六尾	129	276	7.6	124	44.9	131	47.5	131	47.5
5 六尾北団地	44	116	18.1	83	71.6	12	10.3	12	10.3
6 六尾南団地	125	364	14.3	184	50.5	128	35.2	128	35.2
7 瀬戸	94	319	10.3	171	53.6	115	36.1	115	36.1
8 原	85	304	13.8	154	50.7	108	35.5	108	35.5
9 大島	16	43	9.3	24	55.8	15	34.9	15	34.9
10 西瀬波	25	89	12.4	44	49.4	34	38.2	34	38.2
11 穂波	111	325	12.6	168	51.7	116	35.7	116	35.7
12 亀谷	115	280	10.7	145	51.8	105	37.5	105	37.5
13 東中谷	41	160	11.9	85	53.1	56	35.0	56	35.0
14 下種	25	99	14.1	54	54.5	31	31.3	31	31.3
15 上種	15	55	18.2	28	50.9	17	30.9	17	30.9
16 茶や桑	39	117	12.0	59	50.4	44	37.6	44	37.6
17 西高尾	29	73	9	38	52.1	26	35.6	26	35.6
18 東高尾	18	72	6.9	41	56.9	26	36.1	26	36.1
19 岩坪	20	48	2.1	20	41.7	27	56.3	27	56.3
20 高千穂	227	621	12.9	336	54.1	205	33.0	205	33.0
21 由良宿1区	143	389	14.4	190	48.8	143	36.8	143	36.8
22 由良宿2区	127	356	17.7	179	50.3	114	32.0	114	32.0
23 由良宿3区	66	164	13.4	82	50.0	60	36.6	60	36.6
24 由良宿4区	58	173	11.6	100	57.8	53	30.6	53	30.6
25 由良宿5区	36	70	11.4	38	54.3	24	34.3	24	34.3
26 由良宿6区	48	139	11.5	71	51.1	52	37.4	52	37.4
27 由良宿7区	75	214	12.6	118	55.1	69	32.2	69	32.2
28 織ヶ丘団地	171	511	8.2	271	53.0	198	38.7	198	38.7
29 妻渡	278	844	11.5	456	54.0	291	34.5	291	34.5
30 別所	27	75	8.0	37	49.3	32	42.7	32	42.7
31 比山	24	59	3.4	34	57.6	23	39.0	23	39.0
32 青木	19	59	6.8	29	49.2	26	44.1	26	44.1
33 二子塚団地	16	42	3	19	45.2	20	47.6	20	47.6
小計 (大岩地区)	2,617	7,552	11.9	3,978	52.7	2,672	35.4	2,672	35.4
合計 (町全体)	5,352	16,045	11.877	8,124	51.0	5,044	33.5	5,044	33.5

※平成31年4月1日現在 (住民基本台帳に基づく数値)

(4) 自治会加入率の推移

○自治会加入率

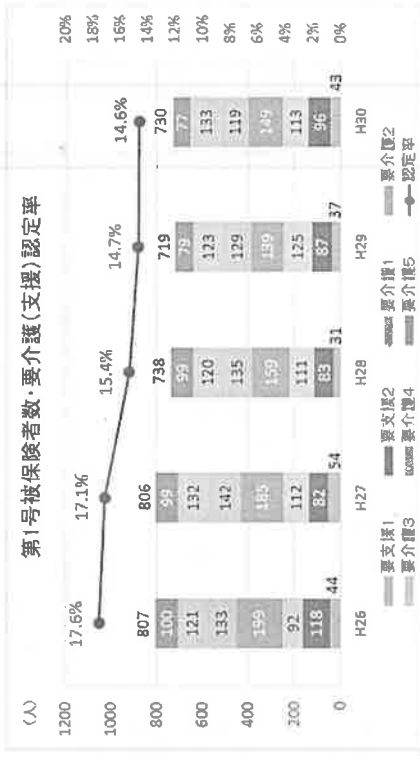
自治会加入率	H26	H27	H28	H29	H30
98%	98%	98%	97%	97%	97%

※「自治会全戸配布数/全戸配布対象数」で算出 (青葉寮除く)

(5) 要介護(支援)認定者の推移

北栄町は平成28年度に地域支援事業にて「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入し、要支援認定者の通所及び訪問サービスを地域支援事業に位置付けたため、要支援1の認定者が減少しました。

大きな変化は5年間で要介護5が約20人、要介護2が50人減少しています。要介護(支援)認定率は平成27年度までは17%を超えていましたが、平成28年度からはおおそ15%程度で推移しています。平均介護度はおおそ2.5で推移しており、大きな悪化や悪化にはなっていません。

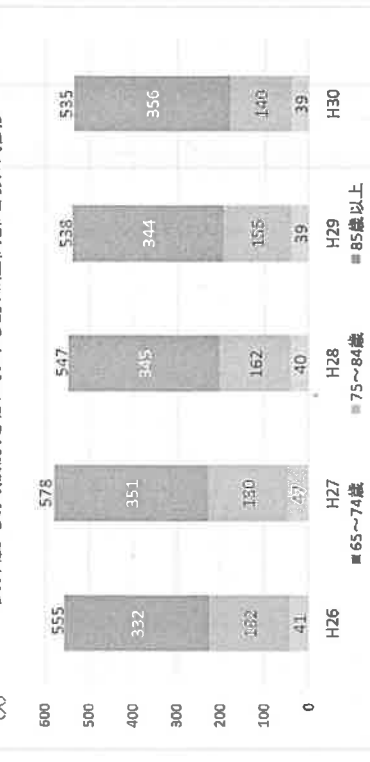


(6) 認知症高齢者の推移

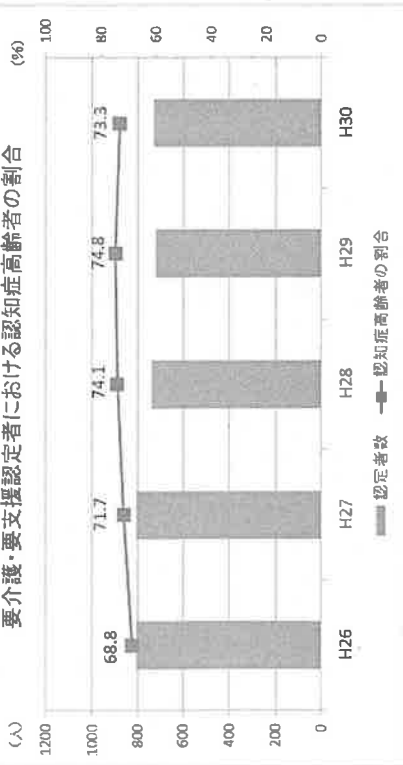
この表は、要介護(支援)認定者の中の認知症高齢者の推移を表しています。算出の根拠は要介護認定主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」において「IIa(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られる)以上」の記載があるものです。町全体の認知症高齢者数ではなく、要介護認定者から把握した数値です。

認定者の約70%に何かしらの認知症状態が現れ、そのうち約半数は85歳以上です。

(A) 要介護・要支援認定者における認知症高齢者数の推移



要介護・要支援認定者における認知症高齢者の割合



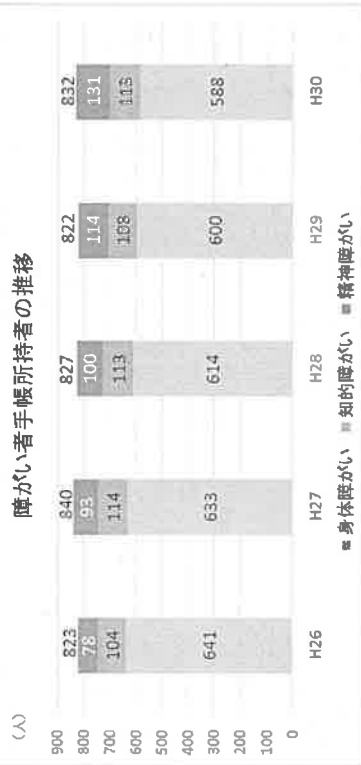
(参考) 認知症サポーター養成数 (人数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
サポーター数	577	243	308	509	271

認知症サポーターは年度ごとの養成数に違いがありますが、30年度末における総養成数は3,285名となり、総人口に占める割合は20%を超えています。また、40名の認知症サポーターキャラバンメンメイトが登録しています。24年度より開始した小学校版認知症サポーター養成講座等はキャラバンメンメイトの協力を得ながら開催しています。

(7) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者は、身体障がいが増加しています。



(8) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待・児童虐待、要保護児童の推移

虐待件数は依然として発生しており、今後も早期発見、早期対応を図る必要があります。また、要保護児童（虐待を含む不適切な養育により見守り・支援が必要な児童）は40人を超えており、引き続き関係機関と連携して支援していきます。

実人数	実人数					
	H26	H27	H28	H29	H30	H30
高齢者虐待	7	3	4	2	7	7
障がい者虐待	1	2	1	2	3	3
児童虐待	5	0	1	6	5	5
要保護児童登録者数	45	40	43	52	42	42

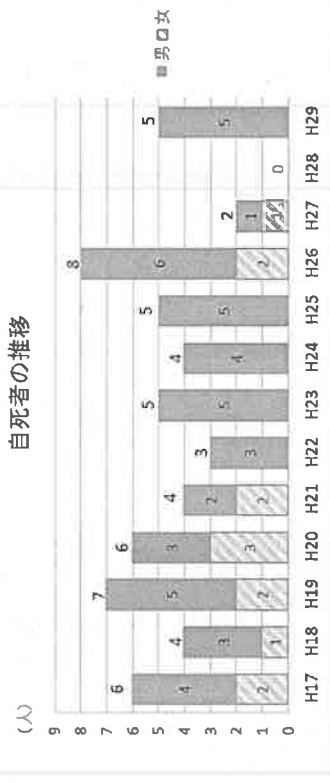
※当該年度に新規で受理した件数

(9) 自死者数の推移

自死者数は男性が約80%と高くなっています。

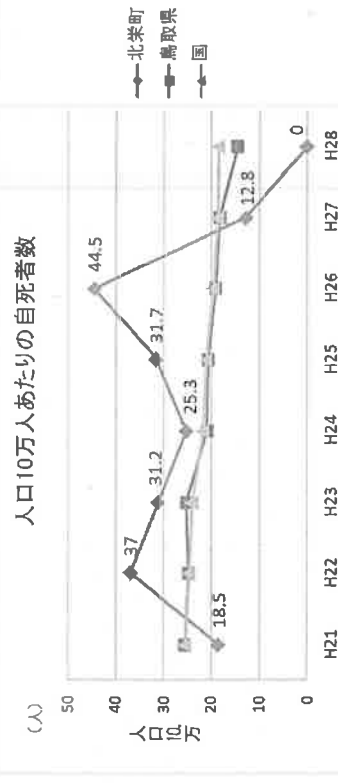
また、年によって0人から8人と自死者の数には幅がみられます。平成22年から26年は国や県より高い状態でしたが、平成27年、28年と下回っています。

自死者の推移



※「人口動態統計」(厚生労働省)

人口10万人あたりの自死者数



(110) 生活保護の動向

生活保護世帯数は年度間で大きな変動はなく、世帯数は50世帯強、人員数は70人前後で推移しています。

世帯類型別に見ると、高齢世帯が4割以上を占めており、保護費支給による経済的支援だけでなく高齢者が生活する上で必要な支援サービスを念頭に置いた援助活動が求められています。

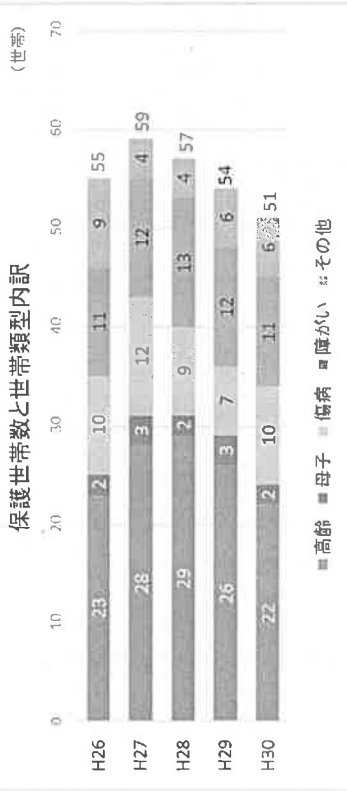
相談件数は、若干ながら減少傾向にあります。これは、平成27年度から開始された生活困窮者自立支援制度による相談受付で一定の効果が生まれていると見られます。今後も同制度と連携を図った相談体制を維持していく必要があります。

○生活保護世帯数推移 (世帯、人)

	世帯数	人員数	人口	保護率
H26	55	70	14,904	0.47%
H27	59	76	14,802	0.51%
H28	57	70	14,718	0.48%
H29	54	69	14,542	0.47%
H30	51	63	14,406	0.44%

※人口は鳥取県年齢別推計人口(各年10月1日)

※保護率=被保護実人員/推計人口



○相談・申請・開始数の推移 (件)

	相談	申請	開始	却下	取下
H26	32	15	9	2	4
H27	31	12	11	1	0
H28	23	6	5	1	1
H29	20	9	8	1	2
H30	22	12	9	2	3

○開始理由 (世帯)

	H26	H27	H28	H29	H30
理由					
世帯主傷病	1	0	0	4	0
預貯金減少	4	5	1	2	9
仕送り減少	3	0	0	0	0
労働収入減少	0	0	0	1	0
失業	0	1	2	1	0
ケース移管	0	5	2	0	0
その他	1	0	0	0	1
計	9	11	5	8	10

(111) 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容

①地域包括支援センター

相談件数は減少傾向にあります。相談内容は介護保険(予防給付)に関わるものが一番多く、次いで地域支援事業、生活支援に関するものになっています。特に平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んだことで、地域支援事業関連の相談が増加しています。

○相談件数 (件)

	H26	H27	H28	H29	H30
電話	2,796	2,577	1,454	2,092	1,261
来所	384	423	308	350	310
訪問	1,369	1,329	1,594	1,559	2,122
文書	13	3	1	0	3
計	4,562	4,332	3,357	4,001	3,696

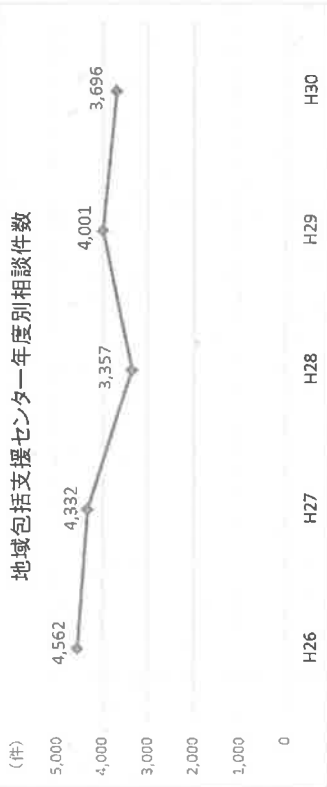
※H28制度改正により集計方法を変更

○相談内容 (件)

	H26	H27	H28	H29	H30
地域支援事業	336	546	815	1,033	1,146
予防給付	1,812	1,488	1,148	1,533	1,182
生活支援	1,451	1,474	1,038	1,138	911
介護	545	512	124	156	141
権利擁護(虐待含む)	189	159	168	109	191
困難事例	220	127	37	16	117
その他	9	26	27	16	8
計	4,562	4,332	3,357	4,001	3,696

※1回の相談について、主な相談で分類

地域包括支援センター年度別相談件数



※参考 (障がい別の内訳)

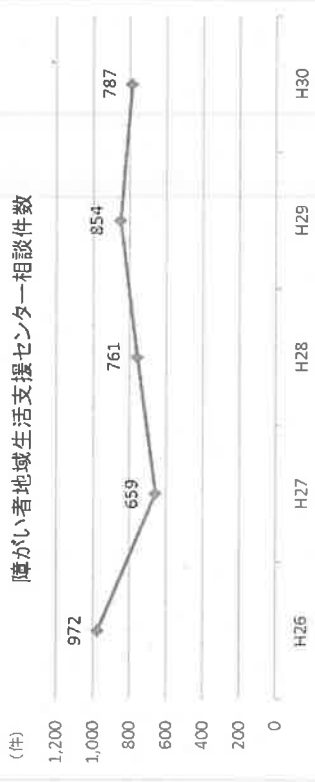
	H26	H27	H28	H29	H30
身体障がい	237	58	62	14	25
知的障がい	293	146	190	221	221
精神障がい	302	184	315	285	447
その他	140	271	194	334	94

※「その他」は、身体・知的・精神障がいに該当しない発達障がい、高次脳機能障がい、または障がいの有無が不明な者

○相談内容

	H26	H27	H28	H29	H30
福祉サービス利用	532	293	317	362	330
障がいの理解	49	47	28	28	13
医療・健康	174	190	134	326	195
不安解消	135	166	167	145	118
教育・保育	52	72	58	123	52
家族関係	225	200	187	298	362
経済	98	118	63	154	169
生活技術	28	13	13	20	44
就労	78	104	120	129	41
社会参加	178	114	139	154	168
権利擁護	35	28	33	40	171
その他	105	45	72	17	17
計	1,689	1,390	1,331	1,796	1,680

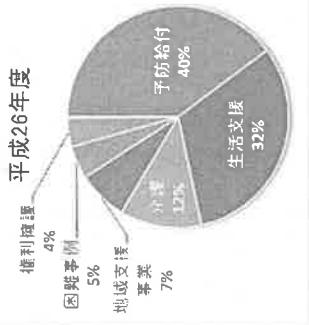
障がい者地域生活支援センター相談件数



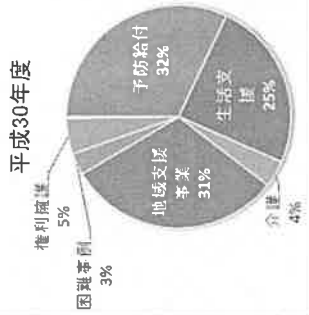
○相談件数

	H26	H27	H28	H29	H30
福祉	207	194	229	204	176
メール	97	29	5	8	0
来所	104	53	83	97	83
家庭訪問	65	37	36	20	28
面談	23	20	13	13	26
同行	18	15	24	36	17
個別支援会議	41	34	37	32	46
関係者との調整	416	275	334	443	403
その他	1	2	0	1	8
計	972	659	761	854	787

平成26年度



平成30年度

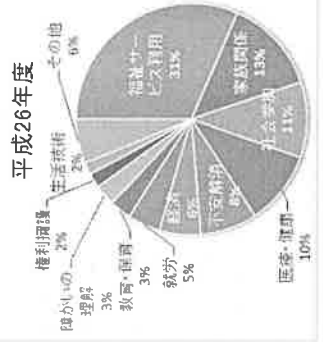


②障がい者地域生活支援センター

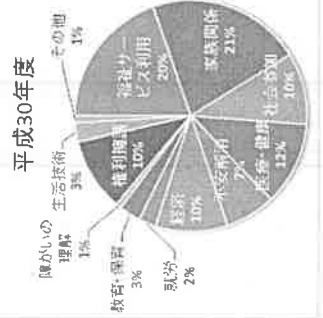
相談内容は家族関係や障がい福祉サービスの利用に関する相談が多く、特に家族関係については平成26年度に比べ約10%増えています。

障がい種別では、精神障がいが一番多く、次いで知的障がい、身体障がいの順となっています。平成30年度の精神障がいのある者の相談件数が他の障がいより大幅に増加している状況にあります。

平成26年度



平成30年度



③子育て世代包括支援センター（ネウボラ）

相談内容としては親自身の健康面に関する相談が多く、そのうち、平成29年度は約5割、平成30年度は約8割が心の健康に関する相談でした。産後うつ及び虐待予防のため、新生児訪問時に「産後うつ病質問票」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」等の活用を平成29年度途中から開始した事も影響しています。

また、孤立や知識の欠如による育児不安・負担感の訴えも一定の相談があります。生活に関する悩みについては、経済面や家族関係に関する事が含まれ、福祉課の福祉サージャスとの連携をはかっています。

○相談件数

平成29年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
電話	9	18	0	0	8	3	0	38
来所	21	10	0	3	3	0	4	41
訪問	17	17	4	3	6	4	1	52
受診同伴	6	0	0	0	0	1	0	7
健診・教室	1	0	0	0	1	1	1	4
子育て支援センター	1	3	0	1	9	1	0	15
検討会・会議	3	5	0	0	0	3	0	11
情報提供	2	0	0	0	0	0	0	2
計	60	53	4	7	27	13	6	170

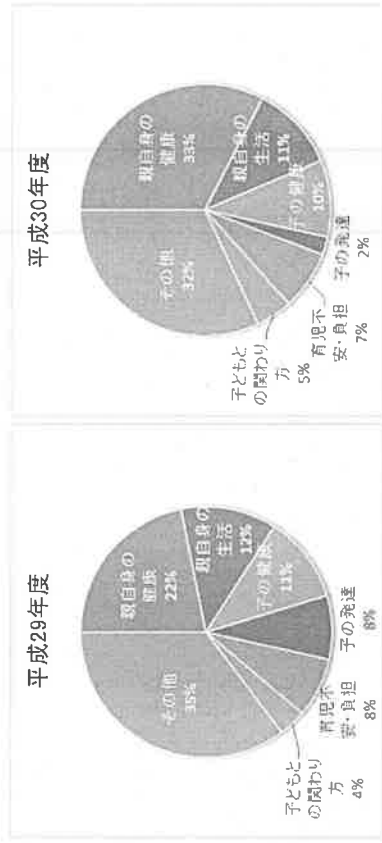
平成30年度

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
電話	9	17	1	0	2	3	2	34
来所	16	13	0	0	7	7	7	50
訪問	16	38	4	0	13	2	0	73
受診同伴	0	1	0	0	0	0	0	1
健診・教室	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て支援センター	0	1	0	0	4	0	0	5
検討会・会議	1	3	0	0	1	4	0	9
情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0
計	42	73	5	0	27	16	9	172

※「その他」には、産後1年以上を経過した親、死産後、10代後半の女子を含む

○相談内容

	H29	H30
子の健康面に関すること(発育、病気など)	19	17
子の発達に関すること	14	4
子どもとの関わり方について(しつけ、食事など)	6	8
育児不安・負担	13	13
親自身の健康面	37	56
親自身の生活に関する悩み	21	19
その他	60	55
計	170	172



④生活困窮者自立支援事業

平成27年度から生活困窮者自立相談支援実施機関を設置しています。相談件数は、設置当初の平成27年度こそ低調だったものの、翌年度以降は500~700件程度で推移しています。

年代別で相談者の内訳を見た場合、年度によって若干の傾向は異なるものの総じて50代以上の中高年からの相談が多い状況が見られます。とりわけ50代は相談者全体の3分の1以上を占めています。また、希望する支援内容にも関係しますが、就労に課題を抱える中高年や、年金だけでは生活費のやりくりができない高齢世代がいることが伺えます。

また、相談者が希望する支援を全体の割合で見えた場合、「就労支援」と「住居支援」で全体の半数を超えています。そのため、安定した収入と安心して生活が送られる住居の確保に対する支援を第一に考える必要があるといえます。

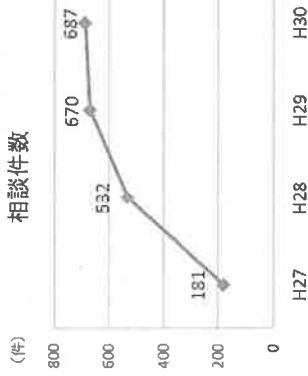
○相談件数 (延件数)

	H27	H28	H29	H30
相談件数	181	532	670	687

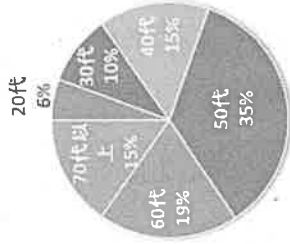
○相談者年齢別内訳 (人)

	H27	H28	H29	H30	計	割合
20代	1	2	3	1	7	5.6%
30代	4	5	0	3	12	9.6%
40代	9	3	3	4	19	15.2%
50代	17	13	8	6	44	35.2%
60代	7	7	6	4	24	19.2%
70代以上	4	7	2	6	19	15.2%
計	42	37	22	24	125	-

生活困窮者自立相談支援
相談件数



相談者内訳(年代別)



⑤総合相談所(社会福祉協議会)

行政相談(国などの仕事に関する困りごと)、人権相談、よろず相談を開設しています。中でも行政相談の相談件数は多く、平成28年度以降は月2回開設しています。

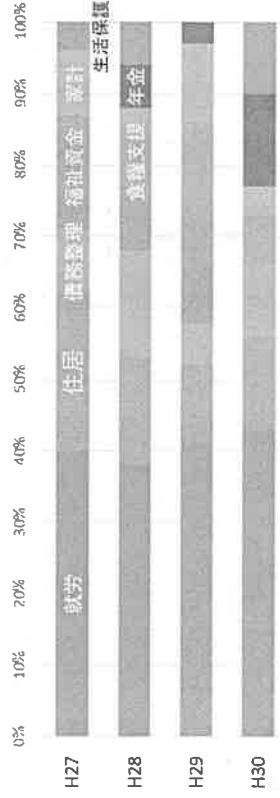
年度	行政相談 (月2回)	人権相談 (月1回)	よろず相談 (月1回)	年金相談 (年4回)
平成26年度	79	1	21	1
平成27年度	91	1	8	0
平成28年度	98	3	10	0
平成29年度	112	4	8	
平成30年度	120	3	8	

※行政相談・26・27年度は月1回開催

○希望する支援内容別内訳 (%)

	H27	H28	H29	H30
就労	40	38	41	43
住居	22	15	11	13
債務整理	9	15	6	10
福祉資金	16	7	14	0
食糧支援	0	11	14	7
家計	9	2	11	4
年金	0	6	3	13
生活保護	4	6	0	10

希望する支援別内訳



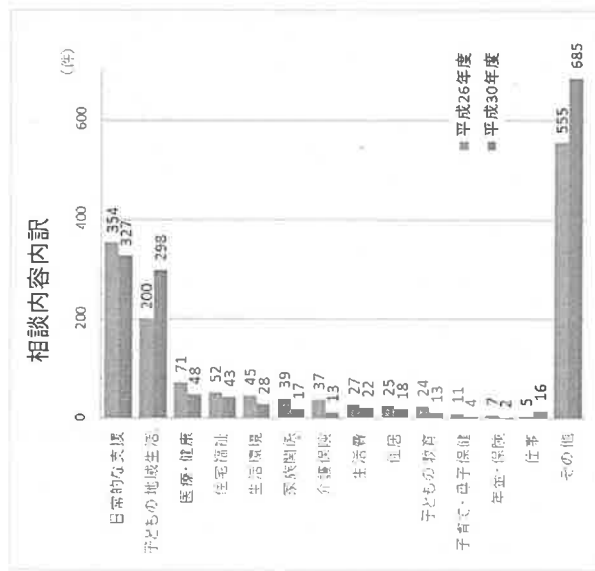
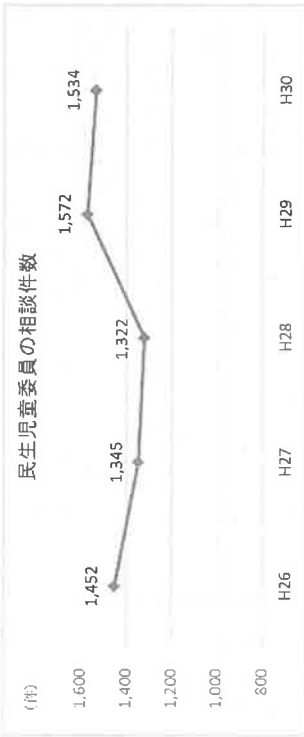
■ 就労 ■ 住居 ■ 債務整理 ■ 福祉資金 ■ 食糧支援 ■ 家計 ■ 年金 ■ 生活保護

⑥民生児童委員

相談件数は過去5年間で、平成29年がピークとなつていますが、今後は横ばい状況で推移することが予想されます。相談内容については、過去5年間の割合を見ると、大きな変動はなく似た傾向にあります。高齢者の増加に伴い、高齢者に関する相談が増加する見込みです。

○相談件数、内容

	H26	H27	H28	H29	H30
住宅福祉	52	85	57	66	43
介護保険	37	21	11	9	13
医療・健康	71	65	36	58	48
子育て・母子保健	11	3	2	3	4
子どもの地域生活	200	126	116	149	298
子どもの教育関係	24	11	11	26	13
生活費	27	22	19	22	22
年金・保険	7	1	2	0	2
仕事	5	8	3	2	16
家族関係	39	19	15	50	17
住居	25	20	22	14	18
生活環境	45	36	39	36	28
日常的な支援	354	359	437	453	327
その他	555	569	552	684	685
計	1,452	1,345	1,322	1,572	1,534



(12) 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）
相談件数は増加していますが、契約締結能力がなく本事業の対象とならない場合や、非業利用の必要性はあっても、本人の利用意思がなく利用につながらないケースがあります。

	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数(件)	6	15	53	134	102
利用者数(人)	1	1	3	3	4

※相談件数には、事業の問合せ、現利用者からの相談、臨時支援を含む

(13) えんくるり事業（社会福祉協議会）

平成29年度から事業を開始しています。様々な理由により生活困窮につながっており、家計改善支援事業や社会福祉資金貸付事業等も活用しながら支援を行っています。相談後の支援は、食糧や灯油、ガソリン代、車検費用、家賃、受診料、就労準備品などの物理的給付を行っています。

	H29	H30
相談件数(件)	17	10
支援人数(人)	9	4

(14) 生活福祉資金・社会福祉資金（社会福祉協議会）

平成28～30年度は、鳥取県中部地震に関連し、生活福祉資金の相談が多くありました。しかし、地震に関連した貸付を除くと年々かなりのペースで減少しています。

相談者は40代以上の男性で単身者が多く、相談の内容は電気代などの生活費に関する相談が多くあります。生活困窮者自立支援事業が開始されたことに伴い、平成28年度以降は町（福祉課）経由の相談が多くなりました。

しかし、貸付金を利用しても生活が改善されず、新たな貸付を繰り返す利用者の増加や償還金の滞納者の対応が課題となっています。

○貸付状況

	内容	生活福祉資金	社会福祉資金	合計	町（福祉課） 理由
H26	相談(件)	5	8	13	8件
	決定(件)	3	4	7	
	金額(円)	220,000	160,000	380,000	
H27	相談(件)	12	7	19	7件
	決定(件)	0	5	5	
	金額(円)	0	50,000	50,000	
H28	相談(件)	21	10	31	25件
	決定(件)	1	6	7	
	金額(円)	0	60,000	60,000	
H29	相談(件)	15	3	18	17件
	決定(件)	3	3	6	
	金額(円)	1,494,000	30,000	1,524,000	
H30	相談(件)	9	6	15	14件
	決定(件)	2	5	7	
	金額(円)	250,000	47,000	297,000	

*平成30年度の貸付内容等

- ・生活福祉資金 2件(地震後の修繕、生活費)
- ・社会福祉資金 5件(電気代等の生活費)
- ・貸付対象とならなかった理由:
生活保護、自己破産申請中、償還の見込みなし、相談日当日の貸付を希望

(15) いきいきサロン開催数の推移

社会福祉協議会からの職員派遣を受けて運営している自治会もありますが、月開催の半数は各自治会が自主的に運営・実施をしています。

参加者のほとんどが女性であり、男性の参加者が少ない現状があります。また、参加者が固定され、「同世代がないから」といった理由で参加されない高齢者もあります。

サロンが開催されていない自治会もあります。また、開催している自治会も、サロン運営に対する悩みがあり、その解消に向けた取り組みが必要です。

	実施自治会数		延実施回数		延参加者数	
	北条	大栗	(人)	(人)	(人)	(人)
H26	42	23	19	831	11,106	
H27	41	22	19	823	12,265	
H28	41	22	19	882	12,210	
H29	43	24	19	908	11,700	
H30	45	25	20	964	12,432	

(16) 食事サービスの推移 (社会福祉協議会)

民生児童委員や介護支援専門員からの相談で利用となることが多くあります。食事確保だけでなく、定期的な訪問の機会となりひとり暮らしの方の安否確認となっています。

火曜日、金曜日の食事づくりと配達は、ボランティアが多く関わっていますが、玄關口の受け渡しができない方の場合は、ボランティアでは配達が難しく課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
延利用者数(人)	584	629	653	602	560
配食数(食)	3,462	3,751	3,889	3,577	3,451

(17) 愛の輪協力員数、見守り対象者の推移 (社会福祉協議会)

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯を対象に、自治会長や民生児童委員からの推薦により設置しています。日常の見守りや声かけにより地域で安心して生活できるよう支援しています。

愛の輪協力員の設置が必要と思われる場合、設置にいたっていないケースもあり、今後の課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
協力員(人)	215	212	210	208	212
見守り対象者(人)	237	236	234	232	235

(18) 福祉推進員の推移 (社会福祉協議会)

各自治会から50世帯を基準として1名を選出しいただき、社会福祉協議会が委嘱しています。民生児童委員と協力しあい地域の福祉活動を行い、地域でのネットワークづくりを進めています。設置のない自治会もあり、広く設置を広げていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
福祉推進員(人)	110	103	110	111	111

(19) ボランティアセンター登録者数の推移 (社会福祉協議会)

ボランティアセンター登録者は、食事サービス(調理・配食)ボランティア、傾聴ボランティアです。個人、団体とも登録者が減少しており、担い手が不足しているため、啓発や育成の強化が必要です。

	H26	H27	H28	H29	H30
個人	254	211	211	219	196
団体	8団体 (1,503人)	7団体 (396人)	6団体 (362人)	5団体 (351人)	2団体 (28人)
計(人)	1,757	607	573	570	224

※H27、H28集計方法を要更

(20) 各種団体会員数の推移

①北条町老人クラブ連合会

自治会単位の老人クラブ(単位クラブ)が加盟して活動しています。スポーツ活動を通じての健康づくり、会員同士の支えあい活動、地域づくりへの参画につとめています。役員の後継者がなく単位クラブが減少しており、今後は、単位クラブの会長負担の軽減や単位クラブ内の役割分担を進めていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
単位クラブ(団体)	29	28	26	23	21
会員数(人)	1,138	1,078	1,014	870	766

②北条町身体障がい者福祉協会

町内の身体障害者手帳が交付されている方すべてを対象として構成している団体です。スポーツ大会での会員観戦や研修会に参加し、学びあい、障がい者福祉の推進につとめています。

町(福祉課)の協力と会員が加入勧誘に努力されており実働会員が増加しています。今後は、若い方の加入を促進する方法を検討する必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
会員数(人)	88	73	80	62	52